

第13章 福島県養護教育センター

第1節 概要

昭和61年の開所以来、関係機関と連携協力しながら、教育相談、教職員の研修、調査・研究、図書・資料の収集と情報提供、広報・啓発等の事業を行ってきた。

今年度は、第6次福島県総合教育計画（改訂版）に基づき、早期からの教育的支援、小・中学校及び高等学校に在籍する発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒等への支援、特別支援学校の専門性の向上と特別支援教育におけるセンター的機能の充実に向けた支援、関係機関との連携等の充実に努めてきた。

1 教育相談事業

障がい等の心配のある乳幼児・児童生徒に関する教育相談機関として、本人、保護者（家族）、保育所・幼稚園、小・中・高・特別支援学校関係者、教育委員会等からの依頼に応じ、疑問や悩みを一緒に話し合い、特別支援教育の専門的観点からの相談を行った。相談者の心情に寄り添い、相談を通して、子どもへの支援・援助策について共に見つけだすようにした。また、面接、行動観察、必要に応じて心理検査等を行い、関係機関との連携を図りながら専門的・総合的観点からの相談を進めた。

センター相談での相談受理件数は277件（昨年度比94%）、延べ件数は762件（昨年度2名増）であった。障がい種別による相談実件数では、情緒障がい（発達障がいを含む）に関する相談が最も多く約67%を占めている。知的障がいに関する相談は約13%であり、合わせると実件数の全体の80%を占める。相談者は、保護者、教員、保育士、学習支援員等である。

また、本年度も継続して、震災後の地域支援として、特に被災地域の学校等に出向いて相談を行ったり、教育委員会の就学相談等への支援を行った。

その他の地域においても、学校等に出向き、支援を必要としている子どもに対し、適切な支援と指導が行えるよう必要な支援や助言を行った。学校等のニーズに応じ、ケース検討会や校内研修会等の開催や運営等への支援を行った。さらに、地域における教育相談機能の質的向上を図るため、学校等と保健福祉の関係機関、教育委員会、教育事務所、医療機関等との適切な連携を支援し、地域の支援体制の整備を進めた。

2 教職員研修事業

特別支援学校の基本研修においては、教職経験年数に応じて、基礎的・基本的な事項を中心とした研修や教員の専門的な知識・能力の深化を図る研修、教員として教育活動全般にわたる広い視野に立った研修等を実施した。また、小・中学校や特別支援学校の教員を対象とする職能研修では、その職責に応じた資質・力量の向上を目指した研修を行った。さらに、専門研修の各講座では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の正しい理解や教育的な対応、授業の改善や充実につながる研修を行うとともに、最新の知見を取り入れた各種

講座を設け実施した。

基本研修の対象者は初任者研修43名、経験者研修Ⅰ40名、経験者研修Ⅱ30名で、受講者総数は410名であった。職能研修の受講者総数は580名（特別支援学級等新任担当教員研修会122名、特別支援学級担当教員研修会43名、小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会144名、高等学校特別支援コーディネーター研修会96名、特別支援学校コーディネーター研修会50名、特別支援学校養護教諭等研修会23名、通級指導教室担当教員研修会102名）、専門研修講座（17講座）の総受講者は449名であった。また、研修の機会を広く提供する公開講座（7講座）の聴講者総数は89名で、自主研修講座（2講座）の参加者総数は79名であった。

3 教育調査・研究事業

震災後の本県が当面している特別支援教育の今日的課題及び学校における教育実践上の具体的課題解決に向けて、以下の研究等を行った。

(1) 調査研究

【小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況調査（一年次）】

平成26年度に福島県内の全国公私立小・中学校706校を対象に、肢体不自由のある児童生徒との学習状況調査を一次調査、二次調査の2回に分けて実施した。

一次調査では、肢体不自由のある児童生徒の在籍状況、主な困難さ、関係機関との連携について調査した。二次調査では、一次調査で肢体不自由のある児童生徒が在籍していた小・中学校134校を対象に、学習上・生活上の困難さに対応する具体的支援状況や特別支援学校のセンター的機能へのニーズ等について調査した。実施にあたっては、関係機関や肢体不自由特別支援学校、医療機関等と連携し、調査委員会を発足させ、調査研究を進めた。

(2) 教育研究

【小・中学校におけるチームによる支援体制づくりと授業の充実】（一年次）】

平成24・25年度プロジェクト研究Ⅰ「チームで行う特別支援学校の授業改善の在り方」とプロジェクト研究Ⅱ「子どもが共に学ぶ小学校（特別支援学級等）の授業づくりー交流及び共同学習の充実に向けてー」をテーマとして研究を進め、複数の教員によるチームでの授業づくりが児童生徒の学びの充実につながる事が成果として得られた。しかし、児童生徒の学びの充実のために、組織的に取り組む支援体制の充実が図られたかは課題となった。

プロジェクト研究の成果と課題を受け、教育研究では授業研究会で児童生徒の学びに視点をあてることやケース会議で児童生徒のニーズ等を検討することによるチーム支援の取組と児童生徒への一貫した支援ができることや児童生徒の特性の理解、多様なニーズや学び方の共有と授業づくりができる

この校内組織の仕組みがつながることで、校内支援体制の充実が図られることを検討した。

4 教育図書・資料の収集・提供事業

本県特別支援教育の中心的施設としての機能の充実をめざして広く特別支援教育関係図書・資料の収集に努め、関係教職員等が活用できるよう、整備、充実を図った。

本年度も特別支援教育並びにLD・ADHD・高機能自閉症等の指導に関する図書の充実と教育資料の収集、Webページによる紹介等を推進した。

なお、3月末日現在での特別支援教育関係図書の蔵書数は6,160冊、定期刊行物5種、教育資料数3,989点である。

5 広報・啓発事業

特別支援教育に関する情報及び資料、並びに本センターの事業内容を広報誌や各種発行物として関係諸機関等に配付し、特別支援教育に対する啓発や理解推進を図った。併せて、事業内容を多くの方々に伝えるため、Webページでも情報提供に努めた。

6 情報教育事業

研修講座を中心に、障がいのある児童生徒の学習を支援するため、ICT等支援機器の活用に関する研修の企画運営を行った。FKSテレビ会議システムによる学習指導の支援を行った。

第2節 教育相談事業

1 相談対象

相談は、障がいのある、又はその心配のある乳幼児、児童、生徒及びその保護者や関係者を対象として実施した。相談の種類は次のとおりである。

<年齢・学校別相談件数>

年齢・学校		乳幼児(歳)		小学校(学年)						中学校(学年)			高等学校(学年)			一般 他	計
		0-4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3		
センター 相談	実件数	13	15	26	20	20	29	28	43	14	22	12	10	11	6	5	274
	延件数	19	27	56	61	56	63	74	169	64	62	32	36	21	10	9	759

<障がい種別相談件数>

障がい		視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱 虚弱	言語障がい	情緒障がい	重複障がい	その他	計
センター 相談	実件数	2	13	36	27	10	2	186	1	0	277
	延件数	2	24	92	42	37	3	556	6	0	762
<地区>		県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	その他		計
センター相談		123	433	75	28	0	44	35	24		762

- 視覚にかかわる相談
- 聴覚にかかわる相談
- 病弱・虚弱にかかわる相談
- 言語にかかわる相談
- 知的発達にかかわる相談
- 肢体不自由にかかわる相談
- 重複した障がいにかかわる相談
- 情緒等(LD, ADHD, 高機能自閉症、アスペルガー症候群、自閉症、緘黙、不登校等)にかかわる相談

2 形態

(1) センター相談

電話での申込みにより、来所日時をあらかじめ調整し、相談者の来所による教育相談を行った。また、相談の内容によっては電話による相談も行った。

(2) 要請を受けての相談

困難な事例や特に必要な場合には学校等に出向き、現地においての相談を行った。また小・中学校、高等学校から支援要請を受け、事例研究を通しての相談を行った。

3 現状と課題

特別支援教育の相談については、各学校において特別支援教育の校内委員会や教育相談・進路指導、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが組織として機能してきたと考える。当センターの教育相談については、そのような地域・学校の機能をどのように連携していくのかをさらに検討が必要である。

相談者からの主訴では、他者とのコミュニケーションや学習面についてが多い。そのことにより、生活において不適応を起し、小学校高学年から「暴力」「不登校」についての相談が増加している。子どもの困難さの背景を探る必要から、関係者によるケース会議の開催が重要である。

第3節 教職員研修事業

受講者の資質、指導力、専門性の向上をめざし、講座内容の一層の充実を図った。

- ① 専門研修講座を17講座設け、そのうち7講座を公開講座とし、受講者のニーズに応えるようにした。
- ② 講座は講義を中心としながらも、演習や実技、協議等に重点を置いて構成し、研修内容・方法に工夫を加えた。研修を通して、受講者が自らの課題に気付き、その解決に主体的に取り組むことができるように、話し合いの活動を

1 教職員の研修講座

(1) 専門研修

多く取り入れ、具体的な方策に結び付くようにした。

- ③ 特別支援教育に関する県内外の専門家や各学校で先進的な実践をしている教員などを招へいして、新たな知見を広げたり具体的な実践に触れたりする機会の充実を図った。
- ④ 調査研究や教育相談等の成果を基にして、特別支援教育に関する専門的知識・技能の習得とともに、真摯に実践に取り組む資質の向上に努めた。

講座名	期間	受講者数(人)
発達障がい教育Ⅰ 通常の学級における発達障がいのある児童生徒の理解と対応	8月 1日	64
発達障がい教育Ⅱ 通常の学級における発達障がいのある児童生徒理解を深めるケース検討	9月 2日	6
特別支援教育の充実Ⅰ 子どもを支える保護者との連携	10月 9日	35
特別支援教育の充実Ⅱ 通常の学級における授業のユニバーサルデザイン	8月11日	28
特別支援教育の充実Ⅲ 教育的アセスメントを生かした授業づくり	10月15日	28
特別支援教育の充実Ⅳ 自閉症のある子どもの理解	9月25日～26日	22
特別支援教育の充実Ⅴ キャリア発達と特別支援教育	12月16日	26
特別支援教育の充実Ⅵ 特別支援学校における医療的ケアと授業の実践	7月25日	13
特別支援教育実践力アップⅠ 知的障がい児童生徒の授業充実(基礎編)	7月 9日	29
特別支援教育実践力アップⅡ 知的障がい児童生徒の授業充実(各教科を合わせた指導編)	9月18日	33
特別支援教育実践力アップⅢ 特別支援学校における重度重複障がい児童生徒の授業充実(自立活動編)	7月11日	22
特別支援教育実践力アップⅣ 特別支援学校における授業づくりー目標と評価の一体化を考えるー	10月 2日～3日	14
特別支援教育実践力アップⅤ 特別な支援を必要とする子どもへの安全・防災教育	10月21日	9
特別支援教育実践力アップⅥ インクルーシブな教育における合理的配慮	9月 4日	23
特別支援教育実践力アップⅦ 自閉症・情緒障がい特別支援学級の学級経営ー自閉症・情緒障がいのある児童生徒の特性の理解と自立活動の指導ー	7月 31日	41
特別支援教育実践力アップⅧ 特別支援学級の学級経営ー進路・保護者との連携・授業づくりー	8月 8日	22
幼児期から児童期への支援を継続する幼小連携	7月24日	34
計		449
	(他に公開講座に89名、自主研修講座に79名が参加)	

(2) 基本研修

研修名	期間	受講者数(人)
特別支援学校初任者研修 一般研修	4月16日～17日	50
特別支援学校初任者研修 カウンセリング研修	6月18日～19日	45
特別支援学校初任者研修 宿泊一次研修	8月4日～6日	43
特別支援学校初任者研修 情報教育研修	4月30日、5月7、14日	43
特別支援学校初任者研修 教育課程別研修	9月17日	43
特別支援学校初任者研修 学部別研修	11月5日	43
特別支援学校初任者研修 宿泊二次研修	2月18日～20日	43
特別支援学校経験者研修Ⅰ 基本研修	8月18日～20日	40
特別支援学校経験者研修Ⅱ 共通研修	6月24日～26日	30
特別支援学校経験者研修Ⅱ 教科(領域)指導研修	1月15日～16日	30
計		410

(3) 職能研修

講座名	期間	受講者数(人)
特別支援学級等新任担当教員研修会	(共通) 4月23日～24日 (地区別) 11月	74 48
特別支援学級担当教員研修会	(地区別) 9月	43
小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会	(地区別) 6月	144
高等学校特別支援コーディネーター研修会	(地区別) 5月～6月	96
特別支援学校特別支援教育コーディネーター研修会(前期)	5月16日	25
特別支援学校特別支援教育コーディネーター研修会(後期)	1月21日	25
特別支援学校養護教諭等研修会	8月22日	23
通級指導教室担当教員研修会(前期)	7月17日	51
通級指導教室担当教員研修会(後期)	12月18日	51
計		580

第4節 教育調査・研究事業

1 調査研究

(1) 「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況調査(一年次)」結果

ア 一次調査対象及び手続き

(ア) 調査対象

平成26年度福島県内に設置されている全ての国公立小・中学校(小学校471校、中学校235校、計706校)を対象とした。調査時点を平成26年5月1日現在とした。

(イ) 調査手続き

質問紙及び回答方法を各教育事務所、各市町村教育委員会を経由してデータで送信し、各小・中学校よりデータで回答いただく方法を用いた。

なお、調査研究依頼に際しては、文書で本調査の趣

旨及び調査結果と公表、個人情報保護に関する留意点を説明し、同意の有無に任意性を持たせた上で、回答を得るようにした。

(ウ) 調査項目

質問項目は、前述の目的のもと、学校に関する基本情報、肢体不自由のある児童生徒の在籍等に関する状況、特別支援教育支援員(以下:支援員)又は介助員の配置状況、センター的機能の活用及び認知の状況、関係機関との連携についての内容で構成した。

(エ) 調査回答数・回収率

小学校468校(回収率100%)、中学校235校(回収率100%)から回答を得た。小学校の分校で、本校と合わせて回答した分校が3校あった。また、中学校1校で本調査に「同意しない」と回答があったため、一次

調査における最終学校数等は、小学校468校の97,842人、中学校234校の55,412人で計702校の153,254人となった。

イ 二次調査対象及び手続き

(ア) 調査対象

一次調査で肢体不自由のある児童生徒が在籍しているとされた小学校94校109人、中学校40校46人の計134校155人を対象とした。調査時点を平成26年9月18日現在とした。

(イ) 調査手続き

質問紙及び回答用紙を郵送し、郵送で回答いただく方法を用いた。

なお、調査研究依頼に際しては、文書で本調査の趣旨及び調査結果と公表、個人情報保護に関する留意点を説明し、同意の有無に任意性を持たせた上で、回答を得るようにした。

(ウ) 調査項目

質問項目は、前述の目的のもと、回答される教職員、対象児童生徒の学習状況等、環境整備と支援体制等、特別支援学校のセンター的機能の内容で構成した。

(エ) 調査回答数・回収率

一次調査以降、対象児童生徒の転学により5人の減で対象校が4校減となったため、二次調査における最終学校数等は、小学校91校の105人、中学校39校の45人、計130校の150人となった。回収率は、小・中学校ともに100%であった。

ウ 一次調査の結果概要

(ア) 小・中学校で学ぶ肢体不自由のある児童生徒の約7割は、通常の学級に在籍していること。

(イ) 疾患状況は、脳性麻痺や脳室周囲白質軟化症などの脳性疾患が、45.3%であること。

(ウ) 該当者の約7割が「歩行の困難さや不安定さがあり、学習活動での困難さ」もあること。

(エ) 関係機関との連携では、医療機関の65.8%で最も多く、特別支援学校と連携している割合は、18.1%であること。

エ 二次調査の結果と課題

【児童生徒の学習状況の困難さ等】

○結果

(ア) 各教科等では、体育、音楽、図画工作、技術・家庭科など技能や実技を伴う教科での困難さの回答が多かった。

(イ) 運動、移動、時間、身支度、筆記、姿勢など、周囲の教員等が「気づきやすい困難さ」の回答が多かった。

(ウ) 周囲の教員等が気づきにくい「ものの見え方や捉えにくさ」の困難を認識していても、学習上での支援や配慮をしているケースは少なかった。

○課題

(ア) 道具や用具、動作など「気づきやすい困難さ」であっても、「どのような工夫や配慮があるのか」「どこまで支援したらよいか」がわからないことへの対応が必要である。

(イ) 学習に影響を与える「ものの見え方や捉えにくさ」など「気づきにくい困難さ」への支援や配慮、環境整備への対応が必要である。

【困難さに対する環境整備と支援体制等】

○結果

(ア) 約80%の学校は、教職員間の共通理解や周囲の児童生徒への協力や理解啓発をしている。

(イ) 食事や排泄の困難さに対して、使いやすいトイレや水場の改修、専用フォークや食器等の活用など、環境整備や配慮をしている。

(ウ) 時間の確保や支援員や介助員等の配置をしている。

(エ) 周囲の教員等が「気づきやすい困難さ」の中でも、生活を支える環境整備は比較的対応されている。

○課題

(ア) 学校生活を支える「気づきやすい困難さ」への対応をさらに充実させていくことが必要である。

(イ) 学習を支える一人一人の配慮や支援方法等を含めた地域・校内支援体制の再検討が必要である。

【特別支援学校のセンター的機能へのニーズ】

○結果

(ア) 姿勢や身体の動き、運動・体育等に関すること。

(イ) 肢体不自由のある子どもの理解と対応に関すること。

(ウ) 学習内容の変更や調整、支援や配慮事項の相談に関すること。

が上位の回答であった。

○課題

(ア) 肢体不自由のある児童生徒が在籍している小・中学校と特別支援学校の連携が図られていない。

(イ) 小・中学校に対して、教材・教具、補助具、支援機器等の活用についての取組や情報が届いていない。

オ 調査結果を活かした今後の展望

小・中学校、市町村教育委員会、特別支援学校が、各組織で別々に解決への取組を進めても、肢体不自由のある児童生徒の学習の充実は、前述した三点の課題を解決していくためには、難しいと考えられる。次年度以降の研究では、学習上の一人一人の困難さに目を向けた課題を共有し、解決していく枠組みを越えた連携が重要なことと考えられる。

その連携において大切な視点としては、

- ・本人の持っている力を最大限に発揮するための配慮や支援内容・方法等を一緒に考えること。
- ・学習の充実を目指した連携の在り方を一緒に模索し、各地域で連携のシステムを構築すること。

の2点が、何よりも重要な視点である。

平成27年度の研究では、肢体不自由特別支援学校の2校のセンター的機能の発揮と小学校3校、中学校1校に協力いただき、小・中学校と特別支援学校が連携し今までよりも、さらに良い支援の方法等を一緒に考え、一緒に取り組む実践を進める予定である。そして、これらの取組の累積が、一人一人に必要な合理的配慮の提供やその基礎となる基礎的環境整備の充実につながれると考える。さらには、市町村教育委員会と共有しながら、地域のインクルーシブ教育システムの構築にとっての一助になる研究を進める予定である。

2 教育研究

「小・中学校におけるチームによる支援体制づくりと授業の充実」(一年次)

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の学びを充実させるためには、校内支援体制を充実させることが必要である。さらに校内支援体制を充実させるためには、校内組織を機能させることが必要である。そのためには、小・中学校において、校内組織の仕組みを整え、複数の教員がチームで指導と支援に取り組んでいくことが不可欠である。平成24・25年度プロジェクト研究Ⅰ「チームで行う特別支援学校の授業改善の在り方」とプロジェクト研究Ⅱ「子どもが共に学ぶ小学校(特別支援学級等)の授業づくりー交流及び共同学習の充実に向けてー」をテーマとして研究を進め、複数の教員によるチームでの授業づくりが児童生徒の学びの充実につながることで成果として得られた。しかし、児童生徒の学びの充実のために、組織的に取り組む支援体制の充実が図られるかは課題となった。それらの成果と課題を受け、本教育研究ではチーム支援の取組と校内組織の仕組みがつながることで、校内支援体制の充実が図られ、特別な教育的支援が必要な児童生徒一人一人の学びが充実するのではないかと考えた。

そこで、研究の目的を「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対するチームによる校内支援体制の充実について検証する。」として、研究に取り組むこととした。

※ チームとは「特別な教育的支援を必要とする児童生徒にかかわる複数の教員等で構成される集団」を意味する。

小・中学校において、校内組織の仕組みにチーム支援の取組が生かされるようにチーム支援の取組方を提案すること、またチーム支援が生かされるような校内組織の仕組みを整えることを提案する。そうしたチーム支援の取組と校内組織の仕組みがつながれば校内組織がさらに充実することを、小・中学校での実践を通して検証する。

チーム支援の取組については、「授業研究会で児童生徒に視点をあてること」と「ケース会議で児童生徒のニーズ等を検討すること」がポイントである。「授業研究会で児童生徒に視点をあてること」では、授業研究会を事前研究、事中研究、事後研究の順で行う過程で、本時のねらいと期

待する子どもの姿を明確にして、その姿をチームで共有しながら、児童生徒の学ぶ姿について語り合う。また「ケース会議で児童生徒のニーズ等を検討すること」では、チームで児童生徒の言動から、その児童生徒の思いや考えの背景要因を出し合い、児童生徒の特性やニーズ、支援方法について話し合う。

校内組織の仕組みについては、「児童生徒への一貫した支援の仕組み」と「児童生徒の特性、ニーズや学び方の共有と授業づくりができる仕組み」がポイントである。「児童生徒への一貫した支援の仕組み」としては、校内委員会の計画と実施、個別の教育支援計画の作成などが考えられる。また「児童生徒の特性、ニーズや学び方の共有と授業づくりができる仕組み」としては、授業研究会の計画と実施、ケース会議の計画と実施などが考えられる。

一年次はA小学校で研究実践を行った。A小学校では校内研究を進め、児童一人一人の学びを充実させるために、校内組織の仕組みとして、特別支援教育部会が組織され、授業研究会の計画と実施がなされていた。しかし、その校内組織の仕組みが授業の改善を図り、児童一人一人の学びを充実させるために十分な機能を果たしていなかった。そこで、授業研究会で児童の学びに視点を当てることを提案したことで、授業者が児童の特性をさらに理解し、次時の授業づくりに生かすことができる手立てを得ることができたことから校内組織の仕組みの授業研究会が機能してきたと言える。つまり、校内組織の仕組みとチーム支援の取組がつながり、児童の学びを充実させる校内支援体制の充実が図られたと言える。今後さらに、校内組織に合わせたチーム支援を生かした授業研究会の仕組みを考えていくことで、校内組織の仕組みとチーム支援の取組がつながり、さらに校内支援体制の充実が図られるのではないかと考える。

本教育研究では、今後も児童生徒一人一人の学びを充実させるため、各学校の実践について、「校内組織の仕組み」に「チーム支援の取組」を取り入れているか。また「チーム支援の取組」を生かせる「校内組織の仕組み」になっているかを検証し、校内支援体制の充実を図る研究を進めていく。

第5節 教育図書・資料の収集・提供事業

1 教育図書・資料の収集・整理

(1) 教育図書の収集・整理

教育図書については、特別支援教育に関する専門図書の充実を努め、本年度62冊の新規購入及び受贈の結果、蔵書数は6,160冊になった。その種類は、障がい児の教育関係図書が1,179冊、その他の図書が4,981冊である。障がい児関係図書については、利用しやすいように障がい別(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱、言語、情緒、重複障がい等)に配架している。

(2) 教育関係定期刊行物の収集・整理

教育関係定期刊行物は5種類購入し、いつでも閲覧できるように分類・配架した。

(3) 教育資料の収集・整理

全国の関係機関や県内の教育機関の協力により、研究紀要・研究報告書・ハンドブック等の収集に努め、本年度収集した218冊を分類・配架した。県内の資料についても、学校別に分類・配架した。

第6節 広報・啓発事業

1 所報「特別支援教育」(67号)

(1) 内容

ア はじめに

「共生社会の理念を大切にした教育の実践に向かって」
～福島県の特別支援教育の歩みとインクルーシブ教育システムの構築～

所長 片寄 一

イ 特集

「インクルーシブ教育システムの構築に向かったの取組」

(ア) 調査研究から

「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況調査」～教育資源の活用と今後のインクルーシブ教育システム構築に向けて～

(イ) 教育研究から

「小・中学校におけるチームによる支援体制づくりと授業の充実」

ウ 各種支援事業から

(ア) 「チームで行う特別支援学校の授業改善の在り方」
～目標の焦点化について～

(イ) 「きこえに課題のある児童生徒への外部専門家チームによる支援の実施報告」

エ 研修ノート

公開講座「自閉症のある子どもの理解」より
「自閉症スペクトラムの理解と支援～最近の動向～」
講師 福島大学大学院 教授 内山 登紀夫 氏

オ 講演ノート

教育講演会「これからの共生社会の形成に向けて
～教育の果たす役割～」より
講師 毎日新聞社 論説委員 野澤 和弘 氏

カ インフォメーション

(ア) 平成26年度研修講座の実施状況

(イ) 平成26年度教育相談の報告

(2) 規格、ページ等

ア 規格 A4判

イ ページ数 29ページ

ウ ホームページで公開

エ 各関係機関へ配付

2 研究紀要「第26号」

(1) 内容

ア 調査研究

「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況調査」(第一年次)

イ 教育研究

「小・中学校におけるチームによる支援体制づくりと授業の充実」(第二年次)

ウ 特別支援学校「授業研究支援」事業報告

「チームで行う特別支援学校の授業改善の在り方」

(2) 規格、ページ、部数

ア 規格 A4判

イ ページ数 63ページ

ウ ホームページで公開

エ 各関係機関へ配付

第7節 情報教育事業

1 ICT活用支援

研修講座を中心に、障がいのある児童生徒の学習を支援するICT等の支援機器活用とソフトウェアの使い方についての研修を行った。民間企業の社会貢献活動における移動機器の貸出を申請し、受講者に20台のタブレットを準備し、実践的な研修を行った。

また、初任者研修の情報教育研修において、FKSテレビ会議システムの使い方や情報モラルに関する講義を実施した。

FKSテレビ会議システムの活用においては、特別支援学校と連携し、テレビ会議システムを活用した授業や訪問学級の児童生徒への行事の参加を支援した。

2 情報機器活用

研修講座を中心に、スイッチ教材等、支援機器に関する情報提供や作成支援及び貸出を行った。

3 情報教育ネットワークとWebページの充実

特別支援教育に関する情報発信をするために、Webサイトの運営管理を行った。また、Webページで本センターの事業内容を多くの方々に伝えるため、研修や研究の広報充実に努めた。

広報・啓発事業担当者と協力し、「養護教育センターだより」を、ホームページに掲載し、適宜更新を行った。

○ 本センターWebページアクセス件数 12,139件

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

